

としポを活用した商店街活性化のための 事業スキーム実証事業 応募の手引

募集期間 令和8年6月19日(金)～7月31日(金)

採択予定事業数 1件

- 本公募では、「としポを活用した商店街の活性化のための事業スキーム実証事業」を実施する商店街等を広く募集します。
- 本公募に当たっては、広島市経済観光局産業振興部中小企業支援課（以下、「中小企業支援課」という。）において実証事業の事業計画の検討段階から相談を受け付けており、必要に応じて実施計画のブラッシュアップを支援します。「検討段階の案」でも構いませんので、お気軽にご相談ください。
- 本公募には、審査があり、不採択になる場合があります。なお、事業遂行に当たっては、申請者による一定の自己負担が必要となります。
- 広島広域都市圏ポイント（以下「としポ」という。）の活用に当たっては、実施計画の策定段階から、運営事業者であるフェリカポケットマーケティング株式会社による運用方法等についての助言・サポートを受けながら、実現可能な内容となるよう検討するものとします。

《お問合せ先》

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市 経済観光局 産業振興部 中小企業支援課

電話：082-504-2236 FAX：082-504-2259 Eメール：chusho@city.hiroshima.lg.jp

実証事業の概要

本事業は、令和7年度に本市が検討を行った商店街活性化のための事業スキームについて、市内商店街からスキームの趣旨に沿った事業を募集し、その中から1つを選定し、実証を行うものです。

当該事業スキームは、「地域が求めるモノやコト」を、商店街の買い物を通じて実現させていくものであり、これにより商店街の顧客の定着と地域の活性化が図られるものと考えています。なお、実施にあたっては、市が提供する新たなとしポツール^{※1}を活用いただきます。

※1 新たなとしポツールとは

本事業を実施するために、としポアプリ内に新たに開発する以下の「専用機能」です。

- (1) 「地域が求めるモノやコト」(今回の取組内容)を表示する機能
- (2) 商店街が顧客の来店回数等に応じて、「商店街専用ポイント」を付与する機能
- (3) 各顧客が、(2)で自分に付与された「商店街専用ポイント」を確認できる機能
- (4) 商店街が、(2)で各顧客に付与した「商店街専用ポイント」の総数を表示する機能
- (5) 顧客が「としポ」を商店街に寄付できる機能

実証事業の対象事業

商店街の買い物を通じて、「地域が求めるモノやコト」を実現させていく事業

※ プレミアム付商品券などの商店街への新たな来街を促進し、顧客に当該事業に幅広く共感していただくための取組も併せて実施していただきます。

【具体的な取組（商店街において実施していただく取組）】

- (1) 顧客定着の取組
商店街組合や各個店が、商店街店舗への来店回数等に応じて、「地域が求めるモノやコト」を実現させるための財源として寄付を行う取組
例) 地域住民が1回来店するごとに、地域団体に10円を寄付
- (2) 新規顧客獲得の取組
(1)の取組に幅広く共感していただくため、来街者に幅広く本事業をPRする取組
例) プレミアム付商品券、スタンプラリー、歳末大売出し、イベント等を通じたPR

実証事業の対象者

広島市内に主たる事業所を有する以下の団体が応募できます。

- ・商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
- ・事業協同組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会
- ・中小商業者を主たる構成員とする任意の商店会等で、規約等に代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる団体（ただし、原則として10人以上で構成され、1年以上事業活動を継続しているものに限り。）

実証事業への参加要件

- 1 実施計画書の策定過程において、本市と事前に協議を行ったものであること。
※ 協議の進め方の詳細については、後述する補助金の交付等の「1 事前協議」を参照。
- 2 実証事業の効果検証（来街状況や購買動向等のデータ分析並びにアンケート調査等）に協力すること。
- 3 地域団体（LMO、町内会など）と連携した取組であること。

事業計画書の募集内容

主に以下の内容について、提案していただきます。詳しくは、「様式2 事業計画書（記載例）」を参照ください。

- ・ **地域が求めるモノやコト（地域が実現したい取組）**
例）地域イベント（祭り、マルシェ等）、地域マップの作成、案内看板の設置、公園ベンチの設置等
- ・ **顧客定着の取組**
- ・ **新規顧客獲得の取組**

実証事業の実施に係る経費への補助

実証事業の実施に当たり、(1)顧客定着の取組 及び (2)新規顧客獲得の取組 について、それぞれ以下の補助を受けることができます。

(1) 顧客定着の取組

商店街から地域団体への寄付を前提として、地域団体において「地域が求めるモノやコト」を実施していただきますが、**地域団体が経費を負担する場合には、補助率2分の1以内で補助します。（上限300千円）**

例）「地域が求めるモノやコト」の実施に係る経費が90万円の場合

- ① 商店街からの寄付 30万円
- ② 地域団体による経費負担 60万円（市からの補助30万円を含む）

※ 実施に必要な「新たなとしポツール」の活用に当たり、商店街における経費負担は想定していません。（来店者が読み込むQRを張り付けるPOP等については、別途、(2)新規顧客獲得の取組として経費を計上いただく必要があります。）

(2) 新規顧客獲得の取組

新規顧客の獲得に係る経費に対し、補助率3分の2以内で補助します。（上限4,867千円）

■ 取組例（参考）

ア 内容

5,000円の購入に対し、1,000円分のプレミアムを付与した商品券（6,000円分）を5,000枚発行

- ・ プレミアムの内訳：500円分（商品券）＋としポ500ポイント

イ 補助対象経費

① プレミアム分
(500円＋500ポイント×1.32^{※1}円) ×5,000人 × 2/3^{※2} = 3,866,667円

② 事務経費（商品券発行に係る事務委託や商品券の印刷経費等）
1,500,000円 × 2/3^{※2} = 1,000,000円

ウ 補助金総額

①＋②＝4,866,667円

■ 補足

※1 としポ発行手数料：1ポイントあたり0.32円

※2 補助率：3分の2

補助対象期間

補助金交付決定通知の日から令和9年2月26日まで

※ 交付決定通知後、「顧客定着の取組」や「新規顧客獲得の取組」に着手していただきますが、寄付の受付は、新たなとしポツールの運用開始日（令和8年10月1日予定）以降に実施してください。

補助対象経費

補助対象事業の実施に必要な経費であり、取組区分ごとに対象となる経費は以下のとおりとします。ただし、事務所経費や総会等会議開催費など団体の基礎的な運営に要する経費、商品の原材料や商品の仕入れに係る経費、飲食費、租税公課等は対象外とします。

(1) 顧客定着の取組

「地域が求めるモノやコト」の実施にあたり、地域団体が負担する以下の経費

項目	内容(留意点)
委託料	地域イベント等の企画・運営、設営、警備、運営管理等
使用料・リース料	会場使用料、設備使用料、機材レンタル料 等
消耗品費	イベント実施に必要な資材、備品等
広報費	地域活動に係る周知・告知に必要な経費
その他	地域活動の実施に必要であると認められる経費

(2) 新規顧客獲得の取組

項目	内容(留意点)
インセンティブ費	商品券、としポポイント、特典等の付与により、利用者の購買意欲の向上及び来街促進、再来街の促進を図るための経費 (留意点) ・購買又は来街に応じて付与するものとする ・現金での給付は対象外とする ・過度な景品類の提供とならないよう留意すること
ポイント関連経費	としポ等のポイント発行及び付与に係る経費 等
広報費	チラシ作成、インターネット広告、新聞広告掲載 等
賃金	スタッフの人件費
消耗品費	資料、チラシ等作成に伴う紙類、文房具の購入、印刷・コピー代、賞品代 等
通信運搬費	資料送付に必要な切手代や宅配料 等
委託料	新規顧客の獲得等を目的として実施する新規・拡充イベントの企画・運営、司会進行、警備、設営、音響・照明等の業務を外部に委託するための経費 等
使用料・リース料	会場使用料、機材レンタル料、ソフトウェアの利用料 等
その他	その他事業を実施する上で必要であると認められる経費

補助金の交付等

1 事前協議（重要）

- (1) 事前に事業計画の内容やプランの方針を中小企業支援課へご相談ください。
- (2) 相談内容をもとに、中小企業支援課で本補助事業に適合しているか、どのような取組を

実施するか等について、協議させていただきます。

2 補助事業の申請

※ 実施する補助事業において、消費税及び地方税（以下「消費税等という。」）の課税対象取引を行い、当該課税対象取引の仕入税控除を受けることが見込まれる場合は、消費税等を含まない金額で補助金を申請してください。

補助金の交付を受けようとする団体は、補助事業申請書等の必要な書類を中小企業支援課へ提出してください。

3 補助事業の決定方法

(1) 申請書類の要件審査

申請のあった補助事業について要件審査します。この段階で不採択となった団体には、不採択の通知書を送付します。

(2) 審査基準

要件審査を通過した申請については、本市が設置する補助金審査会において、別紙審査基準に基づき審査します。審査会は書面審査で実施します。（応募者のプレゼンテーションは実施しません。）

(3) 補助事業の決定

補助金審査会での審査結果を踏まえ、補助事業を決定します。（8月上旬採択予定）

その後、中小企業支援課から、事業が採択された団体には、補助事業採択通知書を、不採択となった団体には、補助事業不採択通知書を送付します。また、事業が採択された団体については、市のホームページ等において、団体名、事業内容の概要等を公開します。

なお、採択に当たっては、事業の一部変更を条件にする場合があります。この場合、採択額が申請額と同額にならない場合があります。

4 補助金の交付

(1) 補助金の交付申請

3の(3)の補助事業採択通知書を受け取った団体は、中小企業支援課の指示に従い、補助金交付申請書等の必要な書類を提出してください。補助金は概算払とし、中小企業支援課に必要書類が提出された後、補助金交付決定通知書を送付のうえ、おおむね1か月以内に指定の口座に振り込みます。

(2) 事業計画、予算の変更

補助金交付決定通知書を受け取った後、中小企業支援課に申請した内容に変更が生じる場合は、すみやかに中小企業支援課にご相談ください。内容によっては、事業計画変更申請書等を提出いただく場合もあります。

(3) 事業の実績報告

事業計画書に記載している事業内容の実施及び補助事業の実施に伴う経費の支出が全て終了した日から10日以内又は令和9年2月26日のいずれか早い日までに、中小企業支援課に補助事業実績報告書等の書類を提出し、実績報告を行ってください。

実績報告書等が提出された後、中小企業支援課で内容をチェックし、書類の不備等があれば修正や追加提出などを依頼する場合があります。

中小企業支援課での書類のチェックの結果、事業内容等が適切に実施されたと認められたときは、補助金交付確定通知書により通知します。その際に補助金に過金が生じる場合は、中小企業支援課の指示に従い、これを返納してください。

提出する書類

- 1 補助事業申請書（様式第1号）
- 2 事業計画書（様式第2号）
- 3 収支予算書（様式第3号）

[3の添付書類]

見積書の写し

- 4 誓約書（様式第4号）
- 5 団体の概要書（様式第5号）

※ 中小商業者を主たる構成員とする任意の商店会等のみ提出が必要

[5の添付書類]

規約・会則等で代表者の定めのある団体の運営に関する規定

前期の事業実績報告書・収支決算書

会員名簿

※ 様式はホームページからダウンロード可能です。ダウンロード方法がご不明な場合や書類の取得が難しい場合は、個別にご案内しますのでお気軽にご連絡ください。

留意事項

1 補助金対象事業の記載について

補助金の交付を受ける申請者が、ポスター・チラシ、パンフレット、マップ等の印刷物を作成する場合には、「としポを活用した商店街活性化のための事業スキーム実証事業補助金」を活用して作成したことを明記してください。

2 補助金以外の支援について

補助事業の実施にあたり、後援や公共空間の使用許可などの手続が必要な場合は、関係部署の紹介等を行うこともできますので、お気軽にご相談ください。

3 帳簿等の整備について

補助金の交付を受けた申請者は、領収証書を整理・保管し、現金出納簿等の帳簿を備え、補助事業の執行に係る収支の額及び補助金の使途を記録してください。また、領収証書及び帳簿については、当該年度終了後、5年間保存してください。

4 中間調査等の実施について

補助事業の中途や実績報告の提出後に、中小企業支援課が必要と認める場合には、指定する書類の提出を求め、活動現場、商店会等の事務所で調査を実施する場合があります。

5 補助金の返還等について

虚偽の申請があった場合、申請者の都合により補助事業の実施が困難になった場合などには、申請者に対し補助金の全部もしくは一部の返還や是正措置の実施を命じることがあります。具体的には、以下の項目が対象となります。

(1) 補助要件に違反した場合、又は違反した事実が判明した場合

(2) 事業の目的に反する行為（専ら営利を目的とし、又は特定の個人や事業者、団体、政党、宗教を利すること等）を行った場合

※ (1)、(2)の場合は補助の交付決定の取消しとなり、全額返還となる可能性があります。

(3) 財産処分の対象となる行為（補助金の交付目的以外に使用・譲渡・交換・貸付・担保に供すること等）を行った場合

※ 補助事業により取得し又は効用の増加した不動産等、機械・器具で、取得価格又は効用の増加した価格が単価50万円以上のもので、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める期間（当該期間が10年を超える場合

は、10年とする。)の経過年数に応じて、返還が必要となります。

6 消費税仕入控除税額について

実施した補助事業において、消費税等の課税対象取引を行った場合で当該課税対象取引の仕入税額控除を受けている場合、仕入控除税額の報告をしたうえで、仕入控除税額の全部又は一部を本市に返還していただく必要があります。

7 情報公開等について

申請者から提出された書類については、個人情報保護法、広島市情報公開条例等の規定に基づき、取り扱います。また、提出された書類は原則返却いたしませんので、問合せがあった時に対応できるよう、提出前に必ず写しを取り、保管するようにしてください。

8 寄付不足時の補助金措置について

「地域が求めるモノやコト」の実施については、商店街の買い物に応じた寄付を前提としていますが、広島市が実現可能性が高いと認め採択した事業であって、実証実験に取り組んだにもかかわらず寄付額が十分に集まらなかった場合には、当初想定していた寄付額に対する不足分について、上限30万円（補助率10分の10）の範囲内で補助金を追加交付します。